

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和元年8月20日)

項目	ページ
3 「鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会」開催概要について	1
	【畜産課】 -----

「鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会」開催概要について

令和元年8月20日
畜産課

「白鵬85の3」、「元花江」など全国トップクラスの県有種雄牛の遺伝資源保護について、関係者の意見を伺い、今後の保護の方向性を整理するため検討会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 日時・場所 令和元年8月19日(月)午後1時から2時 県庁議会棟特別会議室

2 出席者

平井知事	
公益社団法人全国和牛登録協会専務理事(座長)	穴田 勝人(あなだ かつひと)
弁護士知財ネット事務局長理事	伊原 友己(いはら ともき)
三木・伊原法律特許事務所弁護士	並山 恭子(なみやま きょうこ)
鳥取県和牛生産者連絡協議会会長	木嶋 泰洋(きしま やすひろ)
鳥取県家畜人工授精師協会会長	國岡 恒雄(くにおか つねお)
鳥取県農業協同組合中央会参事	坂根 康之(さかね やすゆき)
全国農業協同組合連合会鳥取県副本部長	丸山 和彦(まるやま かずひこ)
大山乳業農業協同組合常務理事	亀田 進一(かめだ しんいち)
鳥取県農林水産部長	西尾 博之(にしお ひろゆき)

3 概要

(1) 報告事項

- 国は、和牛遺伝資源保護に向け検討会の中間とりまとめを踏まえ家畜改良増殖法の改正を次の臨時国会に提出する見込みであり、県としては国の改正案の審議動向を見ながら条例の制定を検討していく必要がある。
- 7月5日から16日までの期間で行った県政参画アンケート(登録者650名のうち526名が回答。回答率は81%)の結果、条例化により県種雄牛精液の流通の規制強化(罰則含む)について、県民の8割以上の方が賛成であった。
- 「白鵬85の3」など県有種雄牛の精液や受精卵を個人が転売し、県外で種雄牛が誕生し、すでに子牛生産が始まるなど県有種雄牛の遺伝資源の県外流出に関する事例が発生している。

(2) 協議事項

(主な意見)

【委員】	<ul style="list-style-type: none"> ○資源の県外流出を防ぐという趣旨には賛成。ただし、契約で縛りをかけても、抜け道を探そうとする者は必ず出てくる。県民の財産として優秀な県有種雄牛の遺伝資源を守っていないといけないという思いを条例の制定前でも早急にPRすることが大事である。 ○精液は現在の契約により一定の効果があるが、受精卵は条例制定を待たずに早急に規制をかけてほしい。 ○妊娠牛については、すぐに規制をかけると県内セリ市場など現場が混乱するかもしれない。 ○契約の見直しは早めに着手したほうがよい。その場合、不適切利用の中身など具体的に明示すべきである。 ○管理システムの構築は、しっかりとした検討が必要。また条例案には無通知の立入検査などのチェック機能を設ける必要があるのではないかと。 ○畜産振興を含めるなど前向きな目的条項を明確に記載すべきである。
【知事】	<ul style="list-style-type: none"> ○産地を守るためには一定のしほりが必要。国の制度を睨みながら本県の条例をつくらないといけない。まずは契約で規制を急がないといけない。 ○優秀な県有種雄牛の遺伝資源を守っていないといけないという意識醸成は早急に対応したい。

4 今後の予定

数回検討会を開催し、年内に条例の骨子案を作成。パブリックコメントを実施した後、条例案を2月議会に上程。